

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 復興庁設置法

【掲載官報】	平成 23 年 12 月 16 日 号外第 272 号 5 ページ
【法令番号】	平成 23 年 12 月 16 日 法律第 125 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 *1 附則第 15 条の規定 : 公布の日〔平成 23 年 12 月 16 日〕 *2 第 4 条第 2 項第 6 号の規定及び附則第 7 条中内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）附則第 2 条の次に 2 条を加える改正規定（附則第 2 条の 2 第 2 項に係る部分に限る。） : 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 9 条第 2 項の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 *3 附則第 12 条の規定 : 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 *4 附則第 13 条及び第 14 条の規定 : 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 23 年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 *5 附則第 3 条第 1 項（同項の表国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の項（第 61 条の 6 第 1 項及び第 61 条の 7 第 1 項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 : 国家公務員法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

【法令のあらまし】

- 1 復興庁の所掌事務
 - (一) 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。(第4条第1項関係)
 - (1) 復興の基本的な方針に関する企画立案及び総合調整
 - (2) 関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進及び総合調整
 - (二) 行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るために次に掲げる事務をつかさどる。(第4条第2項関係)
 - (1) 復興に関する行政各部の事業の統括及び監理
 - (2) 関係地方公共団体の要望の一元的な対応
 - (3) 要望に係る事業に必要な予算の確保及び関係行政機関による事業の執行のための予算の配分並びに公共事業の実施計画の策定及び自らによる事業の執行
 - (4) 関係地方公共団体への、政府全体の見地からの情報の提供、助言その他必要な協力
 - (5) 復興推進計画の認定、指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給、復興整備計画の推進、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画並びに復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等に関する事務の調整
 - (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整
- 2 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職
 - (一) 復興庁の長
復興庁の長は、内閣総理大臣とする。(第6条第1項関係)
 - (二) 復興大臣
復興大臣を置くとし、勧告権及び関係行政機関の長の勧告尊重義務等を整備する。(第8条関係)
- 3 復興推進会議等
復興庁に、全ての国務大臣等をもって組織する復興推進会議並びに関係地方公共団体の長及び優れた識見を有

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>する者をもって組織する復興推進委員会を置く。(第13条～第16条関係)</p> <p>4 復興局</p> <p>(一) 地方機関として、岩手復興局、宮城復興局及び福島復興局を置く。(第17条第1項及び第4項関係)</p> <p>(二) 復興局は、復興に事業に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務等を行う。(第17条第2項及び第3項)</p> <p>5 復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止する。(第21条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）・ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）・ 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）・ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）・ 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）・ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 号）・ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 23 年法律第 号）